

第8回環境省政策会議（議事要旨）

日時：平成22年1月21日（木） 17時00分～18時00分

場所：参議院本館第36控室

議題：

- （1）「生物多様性国家戦略2010」案について
- （2）廃棄物処理制度の見直しに係る中央環境審議会における検討状況について
- （3）その他

～鈴木自然環境局長より（1）について説明～

～谷津廃棄物・リサイクル対策部長より（2）について説明～

～以下、主な意見及び回答～

- 生物多様性国家戦略2010のパブリックコメントの結果について詳しく知りたい。生物多様性基本法第21条にも民意の反映がうたわれている。
- パブリックコメントについては、いただいた意見へのフィードバックが大切。また、里山という概念があるが、里海も大切。海洋に関しては、海洋保護区などまだまだ進んでいないと聞いているが、今後の方針はどうなっているのか。

【田島環境副大臣からの回答】

- ・お配りした生物多様性国家戦略2010（案）[パブリックコメント版]の冊子で平成21年12月10日から平成22年1月8日までパブリックコメントを行った。その結果、約400件のご意見をいただき、一つ一つしっかりと受け止め、少なくとも100件以上を何らかの形で反映していきたいと考えている。国家戦略は、COP10での議論をもとに次の段階にさらにバージョンアップしていきたい。
- ・生物多様性国家戦略2010（案）[パブリックコメント版]の冊子の181ページに「海洋生物多様性の保全のための保護区」という項目があり、その中に、具体的施策を記載している。今回のパブリックコメントにも海洋保護区のネットワークのあり方についての意見もあった。もっともなご意見として受け止めて、海洋保護区のネットワーク化の重要性について考慮することを追記しようと考えている。もちろんこれだけでは十分とは考えておらず、現実をしっかりと捉えながら、施策を展開していきたい。

- 生物多様性国家戦略だけでは、日本の生物多様性が守られていくとは思えない。生物多様性は経済活動と切っても切れない関係であり、経済活動とのリンクを捉えることが必要。

企業にとってはビジネスチャンスにもリスクにもなる。新しい経済活動の中心に生物多様性を置くべきではないか。環境省の管轄だけではなく、関係省庁との連携も必要。この点を、国家戦略 2010 の中に位置付けていただきたい。

- 生物多様性国家戦略が現実にとどこまで効力を発揮できるかが疑問。例えば、具体的な事業が進んでいる場合に、この国家戦略がどこまで踏み込めるか。戦略アセスにもしっかり踏み込んでいかないと、生物多様性国家戦略として力が発揮できない。
- 生物多様性国家戦略が国民に理解されるようになるためには目標が重要である。数値的な物差しがあれば、目標がしっかりして、受け入れやすいものとなる。ぜひ数値的な目標をしっかりと考えていただきたい。

【田島環境副大臣からの回答】

- ・第三次生物多様性国家戦略では、3つの目標の1つとして「生物多様性の社会経済への組み込み」を掲げている。生物多様性基本法でも自然資源の持続可能な利用を掲げており、希少種などを守りながら持続的に利用していくことが重要。このため、新しい目標では生物多様性の保全だけでなく、持続可能な利用も短期目標に盛り込み、「生物多様性の状態を現状以上に豊かにする」ことを中長期目標に盛り込んだ。経済的な取組は、環境省だけでなく、関係省庁との連携が必要。昨年末に関係省庁の副大臣による連絡会議も立ち上げたので、関係省庁が横断的に連携しながら取り組んでいきたい。
 - ・戦略アセスメントについては、生物多様性基本法に盛り込ませていただいた。生物多様性国家戦略は、政府としての方針を示したものであり、具体策については、アセス法の見直しの段階で、生物多様性基本法に則った改正をしっかりと行いたい。
 - ・COP10 で議論されるポスト 2010 年目標の日本提案の中でも、短期目標に「科学的知見に基づく分析・把握」や「社会への浸透」を掲げており、分かりやすい目標設定が重要。国家戦略は第2部に行動計画があり、現段階では、具体的施策の数を約 660 から約 710 に充実させている。生物多様性については、数値で目標を表すことは難しいものもあるが、できるだけ分かりやすく、数値化できるものは、しっかりと目標設定していきたい。
- 平成 22 年度の税制改正要望で、新築木材・木造建築物について固定資産税を 2 分の 1 に減額する案が実現しなかったが、どんな背景があり実現しなかったのか。また、来年度の展望を教えてください。

【田島環境副大臣からの回答】

- ・当初、環境省と農林水産省の共同要望の予定であったが、結果的に農林水産省が要望しないことになり、要望を取り下げた。次年度も、農林水産省と連携して取り組んでいきたい。

○地球温暖化対策基本法の中で、環境教育や環境学習に関するカリキュラムを入れる動きがあるのか、中長期的な二酸化炭素の削減のためには、子どもたちへの環境教育が非常に重要。仙台では1村1品大作戦で環境教育に取り組んでおり、大きな成果をあげていたが、事業仕分けで予算が削減されてしまった。

【田島環境副大臣からの回答】

・環境教育の推進については、具体的には環境教育推進法に基づき、文部科学省と連携しながらデータベース化などに取り組んでいる。地域によっては、地球温暖化防止活動推進センターと推進員に貢献していただいていたが、事業仕分けで十分説明できなかったことが残念だ。1村1品大作戦は事業仕分けでカットされてしまい本年度で最後になる。2月に全国大会を行うのでご興味のある方は聞きにいらしていただきたい。

○廃石綿等の埋立処分基準に関する検討会を設置してもらえることに感謝する。

担当部局に聞いた話では、大気汚染防止法に基づく現行のアスベスト基準は大気1リットル当たり10本であるが、最終処分場周辺のモニタリングデータは1リットル当たり0.16本であり問題ないとの現状認識であった。モニタリングの仕方についてであるが、最終処分場でアスベストの埋め立て作業を実施しているときに風下でデータをとる必要があるのではないかと。

一方、アスベストを含む廃棄物の処理方法については、米国ではペレット化、東京都は固形化処理を行っており、その方向で進めるべきと考える。

【田島環境副大臣からの回答】

・アスベストの健康被害については、中央環境審議会の小委員会において、現在、指定疾病の問題を中心に議論いただいているところである。その問題について一定の目途が見えてきた段階で、石綿健康被害救済法改正5年後の見直しの時期にも差し掛かりますので、処分のあり方についてご検討頂きたいと考えている。

アスベスト処理に関しては、処理技術の向上等もあるので、今後検討してまいりたいと考えている。

(以上)